

せたがや若者フェアスタート事業

世田谷区では、児童養護施設や里親家庭等を巣立った皆さんや、児童相談所や子ども家庭支援センターのサポートを受けながら生活していた皆さんが、夢と希望を持って未来を切り開き、自立に向けて歩む過程を応援するため、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援・医療費支援）を行っています。



申請できる方



次の（１）（２）をどちらも満たす人が対象です。

（１）次の①～⑥のいずれかにあてはまること

- ① 18歳になってから、世田谷区内の児童養護施設等※を退所した人 または 現在入所中の人
- ② 18歳になってから、世田谷区児童相談所の措置により、区外の児童養護施設等※を退所した人 または 現在入所中の人
- ③ 中学校卒業以降に、世田谷区内の児童養護施設等※を退所した人
- ④ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所の措置を解除され、区外の児童養護施設等※を退所した人
- ⑤ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所による一時保護を解除された人
- ⑥ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所 もしくは 世田谷区の子ども家庭支援センターの支援が終了した人

※児童養護施設等には、自立援助ホーム・児童自立支援施設・里親家庭・ファミリーホームを含みます。

（２）次のすべて（※（１）①②にあてはまる場合はA～Cのみ）にあてはまること

- A 親族による精神的・経済的なサポートを受けることができず、ご自身の収入により生計を維持していること
- B 入所していた施設の長や、支援を受けていた機関の長（世田谷区児童相談所長、世田谷区保健福祉センター長）、または現在支援を受けている機関の長などの推薦を受けられること※¹
- C せたエール※²や入所していた施設等のアフターケアを受けながら、生活の基盤を安定させる意思があること
- D 現在、生活面や心身の状態に困難を抱えていること

（※１）推薦が受けられない場合には、現在の状況についてお話を聞きます。

（※２）せたエールについては、詳しくは3ページをご確認ください。



イラスト協力（区内施設）
サガミン

(1) 給付型奨学金



大学・専門学校等の学費や教科書代・交通費等を給付します。

【対象経費・上限額】

対象経費	上限額	注意事項
授業料・施設費等	上限 50 万円	学費の支払いを目的とした国や民間団体、各大学等の給付金・奨学金、学費の減免などの制度を利用している場合は、その分を差し引いた額になります。
教材費	実費額	
パソコン購入費用	上限 10 万円	学校からパソコンの購入の指示がある場合のみ。
通学交通費	上限 6 か月定期券×2 回分	

(2) 資格等取得支援



就職やスキルアップのために資格を取得する場合の費用を支援します。

学生以外の方は、取得した資格を活用して1年以内に就職予定、または現在の職場で活用予定であることが必要です。(高等学校卒業程度認定資格は除く。)

【対象経費・上限額】

対象経費	上限額	注意事項
普通自動車第一種運転免許	上限 30 万円	教習所の教習費のほか、免許試験受験料、免許交付手数料も含む。学生の方も1年以内に自動車運転免許を活用して就職予定であることが必要です。
高等学校卒業程度認定資格	上限 30 万円	予備校（通信制含む）の入学金・授業料、教科書代、教材費、受験料等が対象です。(科目ごとの上限額ではありません。) 前年度までに合格済の科目にかかった費用は、申請できません。
その他資格等	上限 10 万円	



ご確認ください

◆申請できる年齢には制限があります。

(1) 給付型奨学金：

進学の前年度末の時点で29歳以下

(2) 資格等取得支援、(4) 医療費支援：

申請の時点で39歳以下

(3) 家賃支援：

申請の時点で29歳以下

◆世田谷区以外の自治体からも支援を受ける場合、同種のメニューは申請できません。

◆以下にあてはまる方は、一部のメニューが申請できない場合があります。

- ・現在、施設等に入所中の方
- ・現在、親族等と同居している方
- ・現在、生活保護を受けている方 など

(3) 家賃支援



一人暮らしをする際の民間賃貸住宅の賃料などを支援します。

【対象経費・上限額】

対象経費	上限額	注意事項
住宅の賃料	上限 3 万円（月額）	自己負担で支払っている居住に係る費用が対象です（管理費、共益費等は除きます）。
賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料	上限 2 万円	前年度までに入居を開始した場合は、さかのぼって申請することはできません。

【交付対象期間】

- ・ 学生の場合：所定の修学年限（例：4 年制大学の場合、4 年間）
 - ・ 学生以外の場合：施設等を退所した翌日の属する月から 2 年間
家庭復帰した人などは、一人暮らしを開始した翌日の属する月から 2 年間
- ※過去に受給した人も再受給できる場合があります。

(4) 医療費支援



医療機関等を受診する際にかかる経費を支援します。

【対象経費・上限額】

対象経費	上限額	注意事項
受診料、薬剤料、文書作成料、交通費など	上限 3 万 6 千円（年額）	予防接種や美容に関する治療等の費用は対象外です。

【交付対象期間】

- ・ 学生の場合：所定の修学年限（例：4 年制大学の場合、在学中の 4 年間）
- ・ 学生以外の場合：2 年

世田谷区児童養護施設退所者等相談支援事業（通称：せたエール）

＊児童養護施設や里親家庭等を巣立った若者や、親を頼れない若者のための相談支援機関です。

＊週 3～4 日、居場所を開設しています。利用には登録（無料）が必要です。

（水曜）14 時～18 時 （金曜・日曜・祝日）14 時～20 時

《せたエールホームページ》

<https://www.b4s.jp/setayell/>



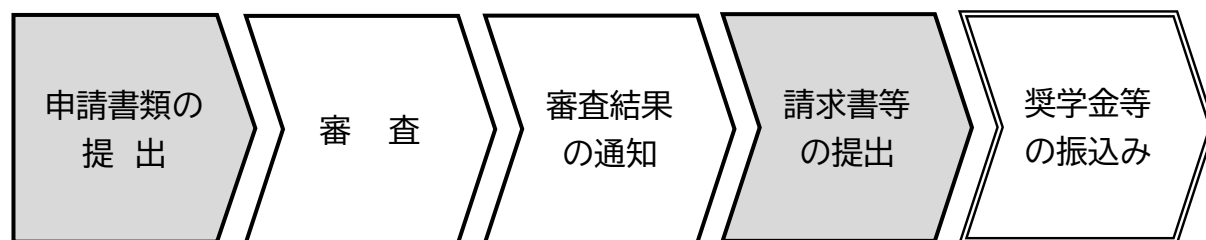
《せたエール Instagram》

<https://www.instagram.com/setayell.b4s/>



手続きの流れ

申請の受付は年に4回(4月、7月、10月、1月)です。審査会で交付の可否を決定します。



- ※ 申請書類の提出からお振込みまで、最短で2か月ほどかかります。
- ※ ご住所や支払い額等に変更があった場合は、年度内に変更申請が必要です。
- ※ 奨学金等の支援を受けた方には、2月～3月に実績報告書を提出していただきます。

提出が必要な書類(例)

- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書
- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書 または 意見書※
※施設長等による推薦が受けられない場合に、区職員等が状況をお聞きして作成します。
- ☐ (学生の場合) 在学または入学が証明できる書類
(例: 入学許可証、在学証明書、有効期限内の学生証のコピーなど)
- ☐ 支払ったことがわかる領収書、レシート等
- ☐ 支払金額とその内訳などがわかる書類
- ☐ 親族からのサポートがなく現在困難を抱えていることがわかる書類
(1ページの(1)③～⑥の人のみ) など

- 様式は、世田谷区ホームページよりダウンロードできます。
- 申請するメニューによって、上記以外に必要な書類があります。
必ず『せたがや若者フェアスタートのご案内』を読んでご確認ください。



<https://www.city.setagaya.lg.jp/03648/2112.html>

問い合わせ先・提出先

わからないことがあれば
お気軽にお問合せください。

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

(電話番号) 03-6304-7740 (ファクシミリ) 03-6304-7786

(受付時間) 平日8時30分～17時15分 ※土・日・祝日は除く